

多文化共生のための社会基盤整備を求める意見書（案）

日本で生活する在留外国人は、令和7年6月時点では395万人を超え過去最高となっている。また、外国人労働者数は、令和6年10月時点では230万人を超え、外国人労働者は日本の産業や地域経済にとって欠かせない存在となっている。

一方で、日本は、多文化共生のための社会基盤整備が遅れており、外国籍住民（移民）統合に関する政策の国際比較指標（M I P E X 2 0 2 0）において、日本の政策の評点は47点と低く、52か国中35位にとどまっている。特に「反差別」についての取組が不十分とされ、16点と極めて低い評価を受けている。

今後、在留外国人、とりわけ外国人労働者の一層の増加が見込まれる中で、その受入環境の整備が整わず、人権侵害行為が発生しているという状況は改善しなければならない。

よって、国においては、在留外国人の人権を尊重しつつ、在留外国人が日常生活、社会生活及び職業生活を国民とともに円滑に営むことができる環境の整備を図ることが喫緊の重要課題であるとの認識に立ち、多文化共生社会の形成についての基本法を策定し、次の取組を一層促進するよう要望する。

記

- 1 国の事務・事業の実施に当たって、国籍や社会的文化的背景が異なることを理由に在留外国人が不当な差別的取り扱いがなされないようにすること。
- 2 国籍や社会的文化的背景が異なることを理由とする人権侵害や紛争の防止・解決に必要な体制を整備すること。
- 3 多文化共生社会の形成に関する教育・啓発、国民と在留外国人との交流の促進により、多文化共生社会の形成について国民の関心と理解を深めること。
- 4 在留外国人への日本語等の習得機会の確保、情報提供等により在留外国人が日常生活、社会生活及び職業生活を国民とともに円滑に営むことができるための措置を講じること。
- 5 学齢期にある在留外国人に対する就学・教育の機会が確保されるよう必要な措置を講じること。
- 6 在留外国人に対し必要な支援を提供するために、自治体内に居住する外国人に関する在留資格等の情報を地方自治体と共有し、国と地方との連携を促進すること。
- 7 地方自治体が取り組む多文化共生社会形成のための各種事業について、必要な財政措置などの支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月11日

香川県議会